

市民委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(4) 川崎港港湾隣接地域の指定及び変更について

資料1 川崎港港湾隣接地域の指定及び変更について

～港湾施設の維持管理の強化に向けた取り組みについて～

港 湾 局

(平成27年10月8日)

川崎港港湾隣接地域の指定及び変更について

～港湾施設の維持管理の強化に向けた取り組みについて～

資料1

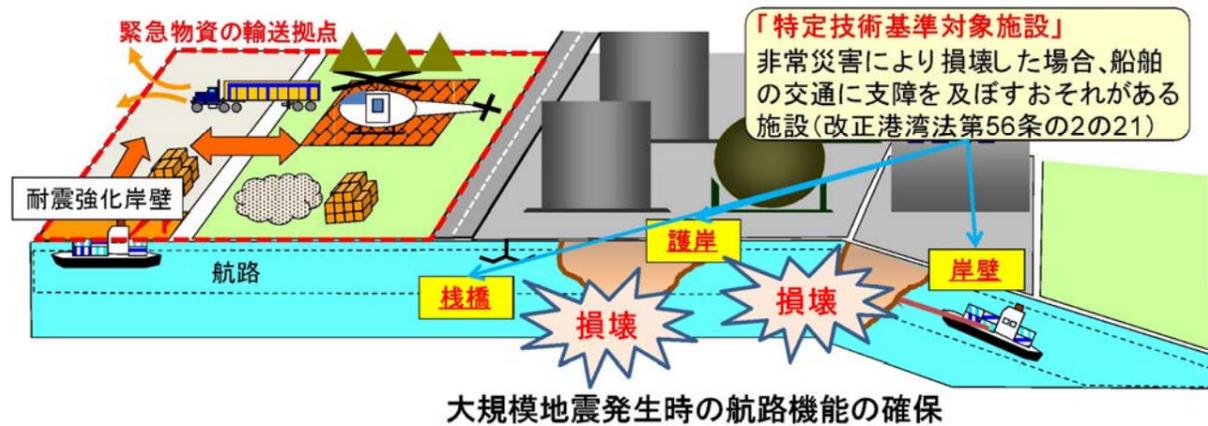
1. 現在及び将来に向けた港湾施設の維持管理の課題

先の東日本大震災では、民有護岸が倒壊したこと等により、船舶の航行に支障が生じたことから、今後想定される大規模地震の防災・減災対策を進めることにより、市民生活や産業・物流機能への影響を最小限にとどめ、災害からの早期復旧を図ることが可能となるよう、港湾施設の維持管理を適切に行うことが課題となっている。

2. 平成26年の港湾法改正について

港湾法の一部改正により、港湾管理者は民間事業者の所有・管理する「特定技術基準対象施設」の維持管理状況について報告徴収、立入検査を行い、必要に応じて勧告、命令の措置を講じることのできる制度が、平成26年6月から施行されている。

本市においては、平成26年12月に民間事業者から報告を受け、平成27年5月にはそれらを取りまとめた上で国に対し報告し、既に立入検査も開始している。

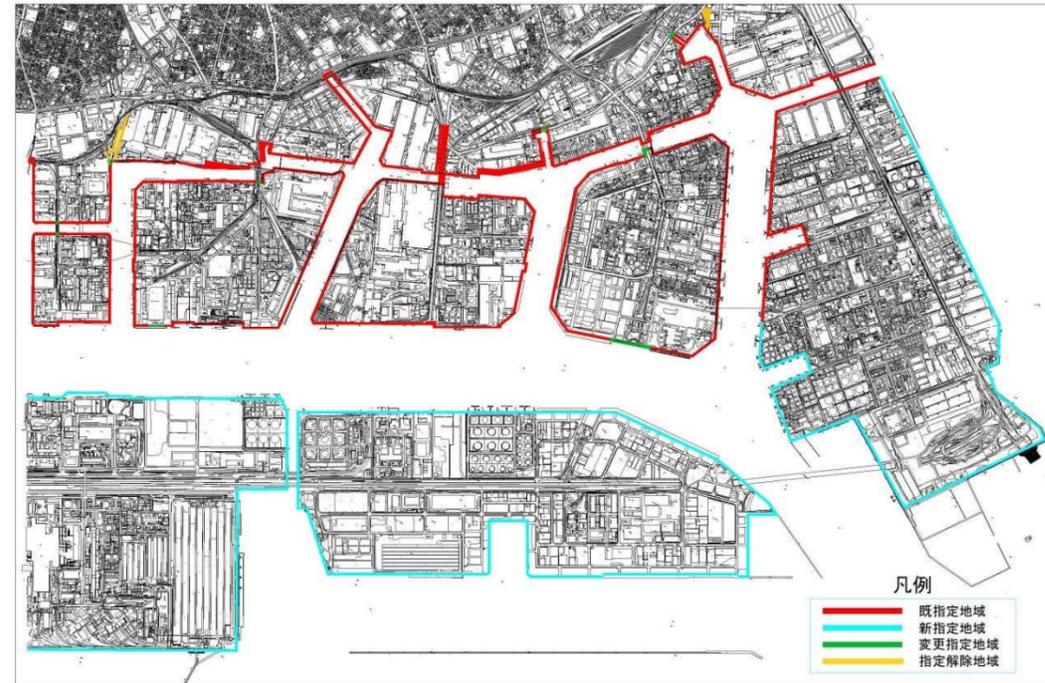


3. 港湾隣接地域の指定制度を活用した取り組み

川崎港の特徴として、港湾区域（水域）に隣接する護岸は大部分を民間事業者が所有し、事業者ごとに維持管理を行っている。また、港湾区域に隣接する護岸際には発電所、製油、化学合成等の工場が多数立地している。

上記のような川崎港の特徴と、港湾法の改正趣旨を踏まえ、今般、特定技術基準対象施設に対する報告徴収等の制度による運用以外にも、従前からの港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を図ることを目的とする「港湾隣接地域」の指定を進めることが、非常災害時における船舶の交通の確保をより一層進めるために効果的な制度の運用手法と捉え、これまで港湾隣接地域が未指定であった扇島、東扇島及び浮島町についてもこのタイミングで適切な指定を行いたい。

4. 港湾隣接地域を新たに指定する地域等

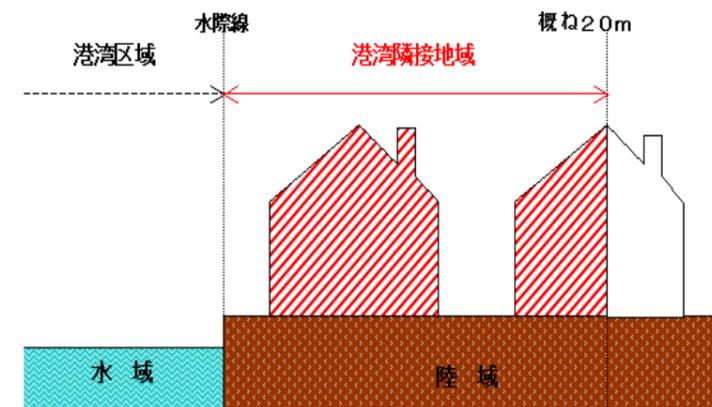


5. 港湾隣接地域の概要

港湾隣接地域とは、港湾区域を保全し、水域にある航路、運河等の港湾施設を維持し、港湾の背後地を保全するために、港湾区域に隣接する地域において港湾管理者が指定した区域である。（港湾法第37条・第37条の2）

指定された地域内において次の行為を行う場合には、港湾管理者の許可が必要となる。

- 公共空地の占用又は公共空地における土砂の採取
- 外郭施設、係留施設等の建設又は改良、水際線から20m以内の構築物の建設又は改良等の行為



6. 今後のスケジュール

川崎港港湾審議会の開催
公聴会の開催
港湾隣接地域の指定の公告

平成27年10月下旬
平成27年12月
平成27年12月